

## 白井市総合教育会議会議録

### ○会議日程

平成27年6月26日（金）

白井市役所4階第2会議室

1. 開会宣言

2. 議題

議題（1） 白井市総合教育会議の運営について

議題（2） 教育に関する大綱の策定について

3. その他

---

### ○出席委員

市長	伊澤 史夫
教育委員長	石亀 裕子
教育委員	小林 正継
教育委員	高城 久美子
教育委員	石垣 裕子
教育長	米山 一幸

### ○欠席委員

なし

---

### ○出席職員

教育部長	田代 成司
教育部参事	藤咲 克己
書記	風間 信也
書記	品川 太郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○開会宣言

○事務局 定刻となりましたのでただいまから平成 27 年第 1 回白井市総合教育会議を開会します。  
はじめに、伊澤市長よりごあいさつをお願いします。

○伊澤市長 本日はお忙しい中、第 1 回の総合教育会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃から皆様方には白井市の教育行政に多大なるご支援とご協力を頂き、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

この会議の趣旨でございますが、後ほど事務局からも説明があると思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が今年の 4 月 1 日から施行されまして、市長と教育委員会の協議調整の場として市長がこの会議を主宰するという新たな取り組みが出来たところで、その法律に基づく会議でございます。

そしてもう 1 つ、この中では教育の大綱を定めるということがございまして、この大綱は市長が定めるという規定でございます。この大綱につきましては、現在白井市の最上位計画である白井市総合計画、その中に教育についても触れられております。この最上位計画である、白井市の総合計画の教育の章を基に市と教育委員会が一緒になってこの大綱を策定していく事としておりますので、皆さま方のご支援もよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この総合計画でございますが、今年度で計画期間が終了するというところで、現在は昨年から 2 年かけて見直しをしております。現在の計画は第 4 次でございます次期が第 5 次ということで同じく 10 年の計画を予定しております、まちの 10 年後の将来像は「ときめきとみどりあふれる快活都市」、「快活」とは「快い」と「生活の活」です。そういうことで、現在開会中の白井市議会に基本構想（案）として提案をしているところでございます。

いずれにいたしましても、これから 5 年後には人口も減少するという白井市の予測もございまして。そして少子高齢化も進行しておりますが持続ある市政をいかにして維持して、そしてなおかつ活力を持った都市にしていく、そういう大変難しい課題を抱えた時代でありますので、教育委員会の委員さんの皆さんと一緒に街づくりをしていければなと思ひているところでございます。

このあと制度の説明、そして最後にはせっかくの機会ですので意見交換等も予定しておりますので、どうか今日は忌憚のない意見を頂ければと思ひます。

簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。今回第 1 回目の会議でございますので、委員と事務局のご紹介をします。

〔委員と事務局の紹介〕

これから議題に入りますが、議事の進行につきましては、会議を主宰する伊澤市長にお願いしたい

と思います。市長よろしく申し上げます。

---

○議題（１） 白井市総合教育会議の運営について

○伊澤市長 それでは議題に入ります。

議題（１）「白井市総合教育会議の運営について」事務局より説明願います。

○事務局 それでは事務局より説明させていただきます。まず、議題に入る前に今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正点についてご説明をいたします。

お配りしておりますパンフレットをご覧いただきたいと思います。A3判の1枚で両面となっております。表紙の中ほどに改正の目的が記載されてございます。教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化と書かれております。首長につきましては白井市でございますので、全て市長ということで読み替えさせていただきたいと思います。市長との連携強化を図ると共に地方に対する国の関与の見直しを図るためということで改正がされてございます。

改正のポイントでございますが、大きく4つございます。1つ目のポイントでございますが、新教育長ということで、教育委員長と教育長を1本化した新教育長の設置でございます。任命責任の明確化を謳ったものでございます。

ポイント2でございます。教育委員会ということで、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということでございます。教育委員会の審議の活性化でございます。

ポイント3、総合教育会議でございます。全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するということで、教育政策の方向性を共有して一致して執行に当たることが可能になりますということでございます。

ポイント4が大綱でございます。教育に関する大綱を市長が策定をするものでございます。教育政策に関する方向性が明確化されるというものでございます。以上の4つが大きな改正でございます。

中を見ていただきまして、左上、ポイント1でございますが、新教育長については市長が教育長として任命し、議会の同意を得ることとなり、任期は3年になります。教育委員会は教育委員長が無くなり、教育長と教育委員4人の組織ということになります。ただし、経過措置が設けられておりまして、現在の教育長の任期満了までは旧体制のまま継続することができると定められておりまして、白井市におきましては平成28年9月まで旧体制を適用してまいります。

2つ目の教育長へのチェック機能の強化でございますが、教育委員の定数3分の1以上から会議の召集の請求ということで2人の委員さんが「会議を開催してくれ」と教育長に言った場合には教育長は会議を開かなくてはならないということでございます。それから、会議の透明化のため会議録の作成、公表が義務付けられております。当市におきましては平成17年9月から会議録については公表しております。

3つ目、本日の会議になります総合教育会議でございますが、本会議については市長が召集し、構成

員は市長と教育委員会となります。協議・調整する事項としまして1つ目が教育行政の大綱の策定、2つ目が教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策、3つ目が児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などがございます。

4つ目につきましては、教育に関する大綱を市長が策定するもので、教育の目標や施策の根本的な方針となるものがございます。国の教育振興基本計画を参酌（参考に）し、市長と教育委員会が協議・調整を尽くして市長が策定するものがございます。

以上が法律の主な改正点となっております。

続きまして、資料の1をご覧くださいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律のうち大綱と総合教育会議関係を抜粋したものがございます。1ページと2ページが第1条から第1条の4、3ページに教育委員会の職務権限でございます第21条を掲載してございます。それから4ページが市長の職務権限でございます第22条を記載してございます。

第1条の趣旨及び第1条の2の基本理念については、変更はございません。第1条の3、大綱の策定ということで規定がされてございます。市長は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、これが教育振興基本計画になります。これを参考にして教育に関する総合的な施策の大綱を定めるとされており、大綱を定め、これを変更するときは総合教育会議において協議するものとされており。また、大綱を定め、変更したときはこれを公表しなければならないというようになりました。

第1条の4については総合教育会議に関する規定でございます。総合教育会議では1つ目が大綱の策定、2つ目が教育の諸条件など重点的に講ずべき施策、3つ目が児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などの協議・調整を行うため、設置するものとされました。

2つ目の教育の条件整備など重点的に講ずべき施策の具体的な事項でございますが、資料の2をご覧ください。Q&Aとなっております。1ページの問3でございます。総合教育会議における協議事項のうち「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」とは具体的にどのようなことかということでございます。例えば学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項などを重点的に講ずべき施策ということで捉えてございます。またもう1つとしては、幼児教育、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項等を想定しています。

3つ目の児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置でございますが、同じくQ&Aの2ページ問4になります。総合教育会議における協議事項のうち「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」とは具体的にどのようなことですかということでございますが、例えば、いじめ問題により、児童、生徒等の自殺が発生した場合や通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合等を

想定しております。また、緊急の場合に該当する事項とは、児童、生徒等の生命または身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば災害の発生により、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合といったことが想定されております。

続きまして資料1の第1条の4に戻らせていただきまして、2ページでございます。第2項でございますが、総合教育会議の構成でございます。市長と教育委員会になります。第3項につきましては会議の招集で、会議は市長が召集することになります。第4項は必要があれば教育委員会から市長に対して召集を求めることができるものでございます。第5項につきましては、関係者や学識経験者から意見を聴取することができる規定でございます。第6項につきましては会議は公開が原則という規定でございます。第7項につきましては、議事録の作成、公表の規定でございます。第8項につきましては調整の結果についての尊重規定でございます。第9項につきましては、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるという規定でございます。

主な改正点につきましては以上でございます。

それでは、議題（1）白井市総合教育会議の運営についてでございます。会議次第の1ページをご覧くださいと思います。議題（1）白井市総合教育会議の運営についてということでございます。先ほどの地方教育行政法第1条の4第9項の規定に基づきまして、必要な事項を定めるものでございます。第2条につきましては構成員で市長と教育委員会で組織するものでございます。第3条については会議は市長が召集するもので、必要に応じて教育委員会から召集を求めることができるものでございます。また、緊急を要する場合には市長と教育長のみで会議を開くことができるものでございます。第4条については会議の公開及び非公開の関係でございます。第6条については傍聴の規定で、白井市教育委員会会議傍聴人規則を準用するものでございます。第7条につきましては事務局の規定で、教育総務課に事務局を置くものでございます。第8条は委任規定となっております。附則として施行日でございますが、決裁の日から施行というものでございます。既に決裁を受けておりますので、この要綱は施行されております。

以上で議題（1）白井市総合教育会議の運営についての説明を終わります。

○伊澤市長 ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆さまには何か質問、若しくは意見等ございましたらお願いします。

○米山教育長 次第の議題（1）の1ページ、第3条第3項の緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができることについて、これは新教育長を言っているのか、現体制の教育長を言っているのか、どちらなのかを教えてください。

○事務局 現在の教育長を指しております。

○米山教育長 そうすると、新旧両方の教育長を言っていると思って良いですね。

○事務局 はい。

○伊澤市長 私からも確認ですけれど、この場合第4条の会議の公開なども該当するという事で良い

のでしょうか。

○事務局 そうなります。

○伊澤市長 緊急だから前もって告示などはできないんでしょうけれどね。

○事務局 原則は公開でございます。

○伊澤市長 他に特に無いようでしたら、議題（１）はこれで終わります。

---

○議題（２） 教育に関する大綱の策定について

○伊澤市長 議題（２）「教育に関する大綱の策定について」事務局より説明願います。

○事務局 議題（２）「教育に関する大綱の策定について」ご説明いたします。次第の３ページをご覧ください。先ほどパンフレットの部分でも説明しましたとおり、国の教育振興基本計画を参酌してその地域に応じ、白井市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。参酌する対象としては、４ページに添付してございます国の教育振興基本計画の第１部及び第２部の成果目標がこの部分に当たるというように言われてございます。

また、白井市の総合計画や教育方針を大綱に位置付けることもできます。先ほどのＱ＆Ａの資料２の４ページをご覧くださいと思います。問１２番でございます。既に教育振興基本計画を定めている場合でも、大綱を別途定める必要がありますかという質問でございますが、地方公共団体において、教育基本法に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、市長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はありませんという内容でございます。そこで、本市でございますが、教育振興基本計画は策定していないため、既存の計画等で関連するものについては総合計画及び教育方針が考えられます。

次に大綱の策定期限及び対象期間でございますけれども、特に定められてはおりません。ただし、法律が４月１日から施行されていることからできるだけ速やかに策定する必要があるというように捉えてございます。また、国では期間について、市長の任期が４年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることを鑑み、４～５年程度を想定しているというものでございます。

さきほども申し上げましたが、当市では教育振興基本計画は策定していませんけれども、お手元に配布いたしました平成２７年度版の白井の教育の２ページでございますが、中ほどに教育方針が書かれてございます。安全で安心して学べる教育環境の整備・充実を図り、子どもの確かな学力と豊かな心と体を育む「生きる力」を育てる教育を推進します。また、市民が元気に活躍できるように、生涯にわたる学習活動やスポーツ活動、文化・芸術活動を支援しますという教育方針がございまして、その下に具体的な教育基本方針が掲げられてございます。また、３ページ４ページには具体的な施策、それから具体的な

事業を載せているところがございます。これに基づいて現在事業を進めている訳でございます。

なお、この教育方針については第4次総合計画の後期基本計画の策定に合わせて見直しを行っており、具体的な教育基本方針及び具体的な施策については、後期基本計画に記載されている内容となっております。

白井市の教育に関する総合的な施策の大綱の策定方針でございますが、平成28年度を初年度とする第5次総合計画の内容を加味すると共に、教育方針の見直しも含め、リンクしたものと市長が策定することと考えてございます。また、対象期間は前期基本計画に合わせ、5年間とするものでございます。

以上で議題（2）の説明を終わります。

○伊澤市長 事務局から説明がありましたが、委員の皆さまからの質問等がありますでしょうか。

○石垣教育委員 議題1の質問になりますが、先ほど総合教育会議の運営についてということでご説明があったんですが、次第の2ページ第7条で会議の事務局を教育部教育総務課に置くがありますが、そもそもこの会議は市長が召集するという中で、教育総務課が事務局をやっても問題なく運営できるのでしょうか。

○伊澤市長 これについては色々と議論しておりますので、その経過については事務局の方からご説明をさせていただきます。

○事務局 これにつきましては補助執行ということで、市部局から教育委員会部局にこの事務についての補助執行ということでお願いできないかという話が3月にありまして、教育委員会に当面の間、事務局を置くということになりましたので、事務については教育総務課で行うということになっております。

○米山教育長 補助執行の意味を説明してください。

○事務局 地方自治法の第180条の2でございまして、委任及び補助執行という項目がございます。普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を地方公共団体の委員会又は委員と協議して地方公共団体の委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又は補助執行をさせることができるという規定がございます。これに基づきまして教育委員会に補助執行させる項目の中に規則で追加したところでございます。

○米山教育長 今の説明の追加です。今年の3月の教育委員会議で、補助執行を当面していきますということで決定をしております。なおかつその中で補助執行の規則改正をしておりますので、当面の間は教育委員会が総合教育会議の事務を補助執行するという形になっております。

当面というのがどのくらいの期間になるのかということについては、今後市長部局の担当課と詰めていくということ、それとこの法律自体が27年4月1日施行であり、動き出したばかりなので当面の間教育委員会で補助執行しながら市長部局の方に渡していくというような形になります。

○石垣教育委員 冒頭の市長あいさつで、この会議は教育行政の協議・調整の場ですということでした。今後、定例的に行われていくものなのか、案件ごとに召集がかかって開催されていくものなのかを

お伺いしたいと思います。

○伊澤市長 基本的には例えば予算の時期とか、教育委員会と大きな関わりがあるときには開催していくということですが、それが何月おきに開催するなどの詳細についてはこれから教育委員会と協議していったって、いずれにしても年の内何回かは教育委員会と大きな繋がりがありますので、その時に開催していきたいと考えております。あと、それ以外の緊急の場合ですね。先ほど事務局から説明がありました児童生徒の生命、身体とかもありますので、そういうときには開催することになります。それから、今回は教育行政の大綱の策定もしなければならないので、その策定の段階でも開催していくということになろうかと思えます。

○米山教育長 一点説明をしておきます。教育振興基本計画は本市では策定をしていません。法律で努力規定となっているので、県内では大半の市町村が教育振興基本計画を策定しております。白井市と何市かだけは教育振興基本計画を策定しておりません。本市が教育振興基本計画を策定していない大きな理由としては、総合計画のうちの基本計画については法律では議会の議決事項になっていないんですけれども、本市の場合は議員提案で基本計画は議決事項になっており条例で定められております。

従いまして基本計画が条例で議会の議決事項になっておりますので、これが市の最上位の計画になります。これに対してまた教育委員会で同じような計画をもう1つ作るということになりますと、基本計画は議会の議決を得ている計画なので、それを上回ったりはみ出したりすることは大変難しい状況になるということです。今までは予算編成権と執行権が市長にありますので、計画だけ作っても市長がそれを予算要求しなければ事業実施は進まないという形になりますので、本市の場合は教育振興基本計画を作っておりません。

その代わり、先ほど事務局から説明がありました教育方針を教育委員で決めたものがあります。今回の大綱については総合計画の基本計画をベースとして、教育委員で決定した教育方針を併せた形の大綱を作って、なおかつ予算編成権限を持つ市長が市全体の財政、予算を勘案した分を加味してすり合わせた大綱を作り上げるというような形となります。今後も教育振興基本計画を教育委員会では作る予定はありませんので、教育方針と最上位計画の基本計画をベースにした大綱でやっていきます。

そうすると、基本計画があれば大綱はいらないのではという話になりますけれども、法できちんと大綱が位置付けされたということ、それと大綱について主に規定する内容が先ほどのQ&Aで事務局から説明がありましたとおり、国で求めている大綱の定める事項を基本にした形と、その各市町村の時代背景でどうしても必要な事業等を大綱の中で位置付けをしていくというような形になると思えます。

教育振興基本計画については本市の場合では定めていないので、今後は教育方針と大綱と基本計画で教育委員会を含めて市長部局との総合調整をしながら進めていくというような形になります。

もうひとつ、この法律が作られた経緯ですが、一部の自治体で市長部局と教育委員会部局との連携がとれていないということがあり、この法律が作られることとなったんですが、本市の場合は各委員もご承知のとおり、何かがあれば市長を呼んで説明をする、また市長が色々な形で教育委員会の行事である



とか、学校であるとかに色々な形で参画をしております。要は見に来たりしているということなので、本市においては連携が図られていたものの、法により規定されることになったため再確認の上で細分化した規定を決めてやって行くことになりました。大綱の策定については総合教育会議で話を進めていきますので、その辺は市長の方で、教育委員会の関連とか、ふれあいとか、例えばスポーツ少年団の会議などに参加して色々な現場を見てきている、それと色々な委員との話し合いもしているというところがあるので、市長の方から何点か教育委員会とのつながりについて話をさせていただければと思います。

○伊澤市長 まず、議題に関する質問については大体出尽くしたので、議題（２）はこれで終わります。

---

○その他

○伊澤市長 それではその他として、本来の目的である意見交換とか、各々の例えば私の考え、そして皆さん、教育委員さんや教育委員長さんの考えとか、そういうのを改めて意見交換出来ればなと思います。今、教育長の方からありましたこの法律の趣旨は先ほど事務局から説明がありましたとおり、市長と教育委員会の意思疎通を更に高めるとというのが大きな目的であると私も認識しております。これは場合によってはそうでない自治体もあるという反省からこの法律が制定されたということで認識しております。

それで、白井市においてはどうかと言いますと、先ほども教育長が言ったとおり、かなり教育委員会若しくは教育団体との連携をとっておりまして、教育委員会の委員の皆さんとも機会を通して色々話し合ったり、意見交換をさせていただいております。また、教育長を通して市の施策、そして一番重要な予算についても充分意見交換をして、恐らくその方針は教育委員会の中で教育長の方から委員の皆さまに述べられていると思うんですけども、そのようにまず教育委員会との連携は充分されております。

それから教育委員会の所掌には色々な団体がございます。生涯学習関係、スポーツ関係、文化関係、あと子どもの関係、いろいろな団体があって、私も出来る限り色々な団体の会合やあるいは大会などに出席をさせていただいて、そのご責任者の方々や指導者の方々、あるいは役員の方々と機会があるごとにお話しをさせていただいております。その中では要望もいただいておりますし、場合によっては苦情もいただいております。それから将来に渡っての方針なり希望もいただいているということで機会を通して色々やっております。この考えはこれからももちろん変わらないし、更にこういう新しい制度の下で、制度的にも今度は教育委員の皆さんと意見交換ができる、一緒に大綱を作って行くということになりましたので、更に市長と教育委員会の関係が深まっていくのではないかと期待しているところでございます。せっかくの機会ですから、皆さんも私に対する意見や市政に対する意見、若しくは教育行政についてこういうところを良く見てもらいたいというところがあればお願いできればと思います。

○小林教育委員 教育は今まで政治的に中立であることや継続性であるという目標があったと思います。特に政治的なものについては中立であるということやってきた訳ですが、今度市長さんとの会議ということで、もちろん市長さんは民意を代表する方という面もあると思いますけれども、政党をバツ

クに出てきているのでどうしても政治的な色彩というのが入ってしまうと思うんですが、教育の政治的中立性についてはどのようにお考えですか。

**○伊澤市長** まず1つは、私は選挙の際に推薦はいただいておりますが、個々の政党に属している訳ではありません。政党の考え方とは違います。そして、教育に関しては私も職員であった時に教育委員会に事務局として長年居ましたので、教育の政治的な中立性についてはこれは当然保たれるべきであろうと思っております。

この会議はまた別の意味であって、本来は教育基本法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律とか、そういう法律が根本にあって、その中で対応できないもの、若しくは市長部局と一緒にやっていったほうがより解決が早いものとか、良い方向に向かうものについてはこのような会議を使わせてもらって教育の大きな方針については教育委員会の方で定めて、決定していただければなと思っているところがございます。

**○米山教育長** 今の小林委員と市長のやり取りで、今回の法律は市長が教育委員会の事務執行に対して色々と調整をして入っていくという形になったんですけれども、小林委員が言ったとおり教育の中立性と継続性というのはやはり5人の教育委員が担保する、逆に「いけないだよ」と言って結構だと思います。

市長は政治家なので、政治家の動きの中で色々な執行をしていきます。ただ、それを市長の政治家としての動きに対して、政治的に中立的な立場のすり合わせをするのはやはり教育委員になるので、その辺は今後はこういう会議の中で市長と一緒に中立性と継続性、もっと違うのは継続性というのは今までの中で選挙によって市長が代わった場合に、従来の教育方針の継続性が担保されなくなるかもしれません。ただ、継続性の訴えを市長に対して行い、市長と一緒に今までの教育の中立性と継続性を担保するのはやはり教育委員の仕事であり、市長との連携強化を図りながら調整をしていくということになりますので、反対に教育委員の仕事の重みが増したのかなというように理解をしていただければ良いと思います。

基本計画もあるし、大綱もあるし、それに政治家は公約というものを背負って出てきています。その公約と基本計画と大綱をすり合わせができるのがこの総合教育会議という場になるのかなというように思います。継続性・中立性の意思を持った教育委員が市長とすり合わせをして、最終的に子ども、また市民の利益になるような計画を立て、それを市長に執行してもらおうというような形になるというように理解してもらえれば良いと思います。教育委員さんの責任は重くなります。

**○伊澤市長** 先ほどは一般論で話をされていますよね。多分、具体的な話になるともっと見やすいと思うんですよね。例えば教育委員会が所掌する中で義務教育に関して言えば、ある程度法律で形が決まっているし、その他の生涯学習の部分とか、文化とか、今回の議会でも議論となった給食センターの建替えの問題とかというのは、ある意味では政治的な問題も出てくるでしょうし、市民からの色々な要望とか、反対、賛成も出てくるでしょうね。そういうところはこの会議で連絡を密にして一緒になって解決

をしていくということになります。個々によって扱いが変わって来ると思います。

○**小林教育委員** もう1つ民意に関連して伺わせていただきます。教育委員も色々な委員会の委員さんもそれぞれ色々な分野から出てきていると思います。例えば総合計画なんかではミーティングやワークショップとかそういうことを民意と言っていると思いますし、議会でも陳情とか要望とかがあると思います。いわゆる「民意を反映する」というのはどういうことかということについての考えを伺いたと思います。

○**伊澤市長** 教育に関する民意ですよね。例えば今の例以外でも色々な教育に対する民意があって、選挙の争点になるようなこと、教室にエアコンを付けるとか、先ほど挙げたように給食センターの建替えの問題とか、あるいは学校の統廃合とか色々なものが他の自治体では政治的な争点となってそれが選挙になったりしているし、民意が反映できる範囲というのはやはり教育環境とかそういうところは民意が反映される、一番の民意は何かというとやはり選挙と議会なんですよね。直接の民意ですから。

市長選で違う主張をした人が当選した場合はその民意と教育委員会の方針のすり合わせをしていくのがこの総合教育会議という場になるろうかと思えます。ただ、民意を一言で言い表すのは難しいとも思えます。義務教育で言えば保護者、生涯学習であればある意味では市民全体が対象になる訳ですよね。だから答えは1つだけではないのかもしれないですよね。色々なところで皆が納得できるようなところに落ち着いていくというやり方も必要なのではないかと思えます。

○**小林教育委員** 自分の立場で申し上げますと、元々自分は教職員であり、また第二小学校区の田舎に住んでいるということもあるんですが、第二小学校も将来廃校になってしまうのではないかという心配をし始めております。でもそういうことって北総線の運賃問題のように全市的な問題と比べると小さい問題というか、やはり扱いが小さくなってしまおうと思えます。どちらも民意であるとは思いますが、声の大きい人だけが取り上げられるというというのは何か釈然としないものがあるので、自分たち教育委員会も含めて民意というものを考えていった方が良いのかなと思えます。

○**伊澤市長** 今は第二小学校を例として出していただきましたが、学校に関しては子どもを主体に考えたいと思います。子どもにとってどちらが良いのか、そういう立場から考えるべきなんですよね。

○**米山教育長** 一番良い事例を2つ出すと特別支援教育について、例えば市長とすり合わせをするよりは教育委員会が主導的な立場で市長に申し入れをしてすり合わせをしていくというような感じになると思います。

もう1つは通学路の対策、これは各学校の保護者から「ここを直して」「信号機を付けてくれ」「樹木が張り出している」と多くの要望が来ております。これを全て教育委員会で受けて市長のところを持っていっても道路整備というのは地権者もいるしなかなかできない。今回市長の方で印旛土木、印西警察、それと道路課、市民安全課といった関係者を集めて保護者との会議をしたというのはどちらかというと特別支援教育の調整とは違った沢山の内部部署と他機関の召集を求めるものということで、大きな違いがあります。

教育委員会が主導的に方針を決めて市長に申し入れをするものと、反対に市長と一緒にしてもらわないとその事業が成り立たないものの2つがあると思うのでその辺は今後もっとはっきりしてくるのではないのかなと思います。

その両方の要素が絡んでいる例としていじめ関連の条例が2つ出来たということだと思います。教育委員会は教育委員会でいじめのあった事件についての対応を考えるし、今度は市長部局でも教育委員会を入れない中での第三者を入れた委員会が出来たということは、一つの案件にもオーバーラップして教育委員会部局と市長部局がそれぞれやるものもありますし、ある程度どちらかが主導権を持ってすり合わせ、調整をしていくという事例が結構出てくると思います。

教育の場合は先ほど小林教育委員が言った民意というのは、義務教育の場合は学校が主体的になり、また反対にスポーツ団体、社会教育団体、文化団体についてはその団体で活動されている人の意見が民意の主たる意見で、例えば全然それに携わっていない第三者が大きな声でその団体の活動に対して評価をしたり、批判をしたりしたとしてもそれは多数派ではなくて単なる個々の域を超えていないと思います。それは民意には当たらない声だというような形になりますので、その辺については教育委員会は教育委員会としてその民意をどうやって受けるか、市長は市長としてトータル的にどうやって民意として受けていくのかというのが、それぞれ受け方が同じか違うかは別ですけれども、今後はこういう会議の中ですり合わせをして、教育委員会は教育委員会として受けている対応を市長の方に繋げていくというような形でそれぞれの事務事業によって民意の捉え方は違ってくるといように思っております。

事業自体もすり合わせをする主たるものとして、義務教育は教育委員会が主体できちっと見ていかないと市長に申し入れもできません。実体は教育委員の皆さんが毎学期学校の授業を見ております。そこで見た印象と各学校が北総教育事務所から受けた指摘、それを含めてトータル的に教育委員会としての意見をまとめて、それを市長にぶつけているから二千数百万円の補助教員関連予算が配当されているということになります。

ちなみに、印旛郡市で補助教員がいるのは白井市と成田市だけです。他の市はほとんどいません。佐倉市ほどの規模であってもやっと2人か3人の介助員が入ってきたというような話を聞いております。やはり6万人程度の人口規模の市で二千数百万円の教員予算のプラスアルファというのは大変大きいし、その効果というのは学力状況調査だけでは無いので、個々の子どもの社会へ出てからの補助、公助には大変役に立っているというのがあるので、その辺は反対に「こういう効果があったからこの予算を続けてほしい」という説明を市長にきちんとしていく形にしていくのが必要だと思います。

ただ補助教員が何人いたからというのではなく、予算を提案して議会で議決を得た以上、効果を報告していくというような形は今度この会議で良い連携が取れていくのかなというように思いますので、教育委員会の専権事項、資料のどこかに書いてあったかと思いますがそれについては教育委員会が主導的になって予算と効果を市長の方に説明をして、市長の方は受けたものに対してどの程度の予算の継続性と増減を図っていくかというのは市長の持っている予算の決定権なので、すり合わせができていくとい

うように思います。

**○高城教育委員** 市長が公約で掲げている7つの理念の中に「子どもたちの未来に笑顔を」とあります。それで、たまたま今日の朝、埼玉県の所沢市で0歳児を保育園に預けていた保護者が次の子を妊娠して育児休暇を取る場合は育休退園になることになったというニュースをみました。そのお母さんは今後仕事を続けていきたいんですけど、復帰のときに子どもを預けることができるかが不透明な状況であり大変という内容でした。育休退園ということについて、市長さんはどのようにお考えになりますか。

**○伊澤市長** 国の制度が変わった対応で実際はこの国の方針について、全国の対応がバラバラになっています。基本的には育休になるとお母さんが家にいるので、法的には保護にかけていないという判断になります。保護にかけていないから仕事するまでは保護する必要が無いということで退園するということです。

白井市の場合は継続と退園の中間という扱いをしております。保護にかけないから退園するんだけど、仕事に復帰するときは優先的に入れるという扱いです。保育所の入所には判定委員会というのがありまして、判定で決めるのですが、その判定には優先順位が高い人が先に入ることになっています。今のケースだと、お母さんが家にいるから保護にかけないことになり一旦退園するんだけど、就職が決まったら判定の加重配分が受けられるようになり、他よりも優先的に入れるという取扱いをしております。

それは白井の制度なんですけれども、全国では扱いがバラバラになっています。やはり1つは待機児童の問題があると思います。今回ニュースとなった所沢市では待機があるので、それが1つのネックだと思います。全く保育所に入れなくて就職ができないお母さんもいるので、育児休暇でお母さんが家にいるようになった家庭の子どもを退園させて、そこに入れてもらうというやりくりもあるので、それも市町村によって違うと思いますね。受け皿がどうなっているかという状況によります。

**○高城教育委員** 白井市の待機は、0歳児は何人くらいいますか。

**○伊澤市長** 全体で30名弱位だったと思います。いずれにしても待機を無くすというのがまず重要となります。保育園に関しては、今色々方策を取っているんですけども、1つは教育委員会と直接の関係はなくなってしまうんですが、受け皿はあるんだけども保育士が見つからないという問題があります。例えば0歳児は保育士1人で3人しか見られないので、もう1人保育士がいればあと3人とれるというのがあります。白井の場合はそういう状況になっています。他の自治体は違う。だから状況はバラバラとなっております。いずれにしても待機を無くすのが行政にとっては大きな課題であると捉えております。

**○高城教育委員** 子どもの医療費助成の充実について、現在より更に充実して良くなる可能性はありますか。

**○伊澤市長** これは私の選挙公約にもしました。現在は通院は小学6年生まで、入院は中学3年生までとなっています。逆に言うと中学生は通院の助成は出ておりません。残っているのはそこになります。

ここを拡充するという事で公約を出しました。あとは議会でも一般質問が出ました。とにかく任期中には必ずやっていきたいと思います。それなるべく早くやっていきたい。問題は財源なので財源を色々工面しながら見つけてそこを拡充していきたいというふうに思っています。

○石亀教育委員長 最初に教育長からも現在の教育委員会と市長はかなり話し合いも必要な時になされているし、連携が取れているという話がありました。実際市長も以前教育部にいらしたことがあるので、ご理解が大変あるかと思いますが、市長になられてから現在の教育委員会について思っていच्छる印象であるとか、今回一緒にこのように会議を持つことによってどういうふうと一緒にやっていけるかという期待感というか、興味を持っていच्छることとかがあれば教えてください。

○伊澤市長 教育委員会をどう思っているかというのが1つになるとは思いますけれども、私も教育委員会の歴代の委員さんとは昭和59年からお付き合いがありますが、白井の教育に関わる方は委員さんも教育委員会も、当時の町長も教育に対しては大変熱心で、本当にお金をかけて良い子どもを育てて、その伝統がずっと今の教育委員会にも引き継がれているなという印象があります。子ども第一という、子どもの事を思っているというのが優先されていて、本当に良い子が育っています。

ピアサポートなんて私は本当に素晴らしい事業だと思います。その効果だと思うんですけども、白井はまず成人式で荒れた事が無い。私は2年前の成人式の際に壇上でパネルディスカッションをしたんですけども、「巻き込み」と言いますか東日本大震災を受けて新成人の人たちがどうやったら地域に貢献できるのかという内容を皆真剣になってやっていました。これも小さい時からの義務教育なり幼稚園、保育園の教育の集大成だなという、素晴らしい教育体制だなと思っております。

それと今後どういうふうにしていきたいかということですが、多分皆さん願いは一つだと思います。白井で育った子供はずっと白井で活躍して欲しいと思うんですよね。白井で活躍して、白井の街づくりに貢献してもらいたい。私もそれをずっと思っておりまして、今の世代は20歳を過ぎて大学進学、若しくは就職を機に大体都内とかに行ってしまうんですね。そこで家庭を持つ例が多い。

せっかく白井で育てた良い子が外に行ってしまうというのが本当に勿体ないと思います。その子たちを何とか、行った子は引き戻して、居る子は外に出さない、ましてや少子化が進むわけですからね、人口減も続く。白井を活力ある街にするにはそういう自己防衛をしていかないとならないということで私は小学校、中学校への出前授業も始めたんですけど、その中では白井市の良いところとか歴史とか白井の行政とか政治とかをやって、白井の子どもたちに白井を知ってもらって愛してもらいたいという目的を持ってやっています。それは教育委員の皆さんも同じだと思うんですよね。自分たちで一生懸命育てた子どもを出来ればこの白井市で活躍してもらいたい。少なくとも日本の未来を担ってもらいたいという当然のことなだけけれども、白井でやってもらいたいと思う。

それから、これは教育の枠を出してしまうかもしれないけれども、きっとこれも生涯教育だと思うんです。生まれ育った所を、郷土を愛して郷土のために尽くす、それが国のためになるという、そういう価値観を共有できたら良いなと、一緒に更に進めていきたいなというふうに思っています。

○石垣教育委員 学力の向上という面では、市の予算で補助教員を配置していただいたりとかしているということですので、引き続きお願いしたいということと、それから小学校の児童、中学校の生徒、いずれも数値は伸びて来ている中で、例えば通学路の安全確保とかそれから校舎の増築とか、そういった喫緊の課題については対応していただいていると思いますけれども、まだまだ児童生徒数の増加が見込まれている中で引き続き通学路の安全確保についてより一層やっていただきたいということを思っております。

そのハード面は進んでいる中で市長が常々、住んでよかった街づくりとか仰っていますけれども、ソフト面で教育に反映するとしたらどのようなことがありますか。

○伊澤市長 義務教育も生涯教育も含めたソフト面の取り組みですね。子どもたちの情操を豊かに、和の気持ちを持つ子ども、家庭においても地域においてもコミュニティを充分構成出来る一員であって、地域を一緒に守ったり活気を作ったりできる子や大人にしていきたい。私の座右の銘が「和をもって貴しとなす」と、ずっとそれを目指しているんですけども、やはり人間社会、特にこの日本という国は和という文化、伝統があって皆で一緒になって良い街なり良い国をつくっていこう、良い地域を作って行こうということでずっと先人たちが努力をしてきたのでそれをやはり時代が変わってもそういう価値観というのは変わらないんじゃないかなと思います。

ですから、義務教育においてはもちろん学力の向上は第一ですけども、学力の向上も含めた情操教育とか、先ほど触れましたピアサポートという取組は私も教育委員会に居た時に見たんですが素晴らしい事業です。小学校1年から中学校3年まで発達段階に応じたカリキュラムが組まれているすごい取り組みだと思います。そういう取組があって高校、大学、そして社会人になってもきっとそれを礎にして、相手を敬う、悼む、想いやる心がどんどん出てきているのかなと思います。

それからもう1つ良いなと思っているのが、私はスポーツ少年団とか社会人のスポーツとかにも出ているんですが、特に子どものころからスポーツをする、まして団体競技をするというのはとても良いと思います。指導者が社会人なんですけれどもピンピン指導しています。子どもたちも一生懸命それに応えようとするその姿というのは学校教育では多分経験できない団体生活ができると思います。

学校教育と社会教育、生涯学習を上手くリンクさせてトータル教育が出来たら良いなと思っております。なおさら教育委員会の力というものをこれからも大きく発揮してもらえればなというように思っております。

○石垣教育委員 義務教育ももちろん大切なんですけれども、生涯学習というのは一生学ぶということも大切です。両方とても大事にしているのが白井市だと思っています。例えば市民大学校とかも継続して学習していくということを通じて市民がネットワークを構築したりとか、そこからまた活動の場を広げていくということが白井市では出来ていると思うので、公民館の講座は学習の動機づけという形で意義がありますけれども、そういう学習を継続して出来るということも生涯学習を進めるにあたってとても良いことだと思います。

○伊澤市長 そうですね。市民大学校でも私は3年前から授業を持っています。3学部、各学部1講座ずつ2時間時間を頂いております。これもやはり同じこと、子どもたちを教えるのと内容は違いますが想いは一緒なんですよね。白井市は6万3千人という人口規模のまとまりのある街です。大きくもなく、小さくもない、まして市民と市長が接する機会を大きく取れる規模なんだと思います。私は機会があるごとにそういう市民の団体と会ったり、一緒に街づくりの話をしています。市民大学校はまさしくそういう動機づけとなると思います。結果的には全ての卒業生が歴代色々ところで活躍しています。グループを作ったり、NPOを作ったり。ですから市民大学校というものは生涯学習では大きな位置付けであると思います。

○高城教育委員 学区の件ですが、第一小学校と第二小学校はいつまで経ってもやっと2クラス、ずっと1クラスというのが現状です。時には第二小学校は入学児童が10名ちょっととか。一方で七次台小学校、大山口中学校、第三小学校は児童生徒数が増えているという中でずっとこのままで行くしかないんじゃないでしょうか。

また、白井中学校でもやっと2クラスだから部活をやるにしても現在の中学1年生の子が野球部が1人しかいません。野球部とサッカー部が無くなってしまふ学校というのは考えられないと感じます。少人数の学校の良さもあると思いますし、学区編成を変えるというのも大変なことだと思うんですけども、この大きな学校と小さな学校についてはどのように考えていますか。

○伊澤市長 これはまさしく教育委員会と市長部局が答えを出さなければいけない問題だと思います。教育委員会では教育委員会の義務教育に対する学校という位置付けがあると思うんですよね。それが適正規模なのか、それと通学路の問題や通学距離の問題があって、一方予算編成権を持つ市長部局としたら、効率が良いか悪いかを優先する。

ある市町村によっては学校の統廃合も起きているし、それは児童生徒の減少とか効率性の問題、それから恐らく教育委員会の適正規模というものもあると思います。ですから、効率だけで物事は進められないし、教育の適正規模だけでも物事は進められないと思うんですよ。まさしくこれがこの会議で恐らく意見交換が一番出てくることではないかと思っています。

いずれにしても私は先ほどから何度も申し上げましたが、子どもにとって何が一番良いのかという判断だと思います。確かに例として挙げてもらった第二小学校って全体で105名、1年生が14人だったと思いますが、恐らく団体競技、運動とか音楽とかかなり支障が出ることがあるかと思っています。そこは学校現場で頑張ってカバーしなければいけないし、ただ、将来的には多分今のままでいけばもっと減っていく可能性があるし、もっと大きな、長い目で見れば今大きな学校も今後どんどん子どもが減っていく。少子化の傾向は数字に表れてきていますから。ですからまさしく今から将来を見越したことを考えていかなければいけないですね。そこはすり合わせしていくべきものですね、きっと。

是非、一緒に考えていきましょう。

○石亀教育委員長 制度についてですが、28年9月までは今の構成で行くということですが、従来



の教育委員会議と総合教育会議の棲み分けが分からないので教えてほしいです。今までどおり教育委員会を開かれるし、総合教育会議も開かれます。決定事項みたいなものはどういうふうに違うのでしょうか。どちらが優先で決められていくものなのでしょうか。

**○伊澤市長** まず、教育委員会議は毎月定例的にやっており、今後も変わらずにやっていただきたい。それで、この総合教育会議は先ほども申し上げたとおり教育委員会の委員さんと市長で調整すべきものがある場合にその都度、必要に応じてやっていきたい。あとは緊急の場合とかですね。事務局としては、その他のケースを考えていたりしますか。

**○事務局** この総合教育会議については教育委員会と市長との意見交換の場と捉えておりますので、ここで決定するものは何もありません。あくまでも教育委員会は教育委員会の事務の執行がありますし、市長には市長の職務権限があり、そこで一線を引いてありますので、総合教育会議は重点施策の調整や、意見交換を通じて共有を持ちながら進めていく場という位置付けです。

あと、一点追加で説明させていただきます。先ほど事務局で今後のスケジュールについてお話していなかったのを説明させていただきます。式次第の5ページをお開きいただきたいと思います。今後のスケジュールについて1枚添付させていただいております。一番上は第5次総合計画の日程でございます。この6月議会に基本構想を上程してございます。来月7月8日が最終日になっておりますので、ここで決定をされるものと思います。その後、12月に前期基本計画を議会に上程いたします。そこで可決されますと実施計画と併せて総合計画として来年の2月位に策定される予定でございます。

総合教育会議における大綱の策定につきましては今回内容について打合せをしましたが、10月には第2回目として平成28年度の当初予算編成時期に重点施策について何か特出しすべき項目があれば10月頃に開催したいと考えています。そこでまた総合計画についてもお示しするものがあればお示ししたいというように考えております。最終的に来年の3月に総合計画が出来ましてから大綱の策定を行っていきたいと考えております。

**○石垣教育委員** 先ほど教育行政のハード面については順次進めていただいているということでしたが、総合教育会議の設置のポイントの中にも、教育の条件整備など重点的に講じていく施策というものがああります。白井市が今まさに直面しているのが給食センターだと思いますが、その辺の今後の展望について伺いたいのですが。

**○伊澤市長** 学校給食共同調理場運営委員会から上がってきた意見を教育委員会議で決定していただいて、政策会議で決定して、3月議会に上程したのですが、理解を得られなくて関連予算が削除されました。当然その後の市長選、市議選で一部の方々が大きな争点としてこの問題を取り上げました。選挙の後、また教育委員会の方で議会の意見を踏まえて学校給食共同調理場運営委員会に再度諮っていただいたところ、教育長の方からは現計画、給食センターの移設建替えて進めていきたいという報告を受けております。教育委員会議においてもこれから方針を決定していくということで聞いております。

とにかく子どものため、子どもの安心・安全、それから美味しい給食をまず第一に考えて、それには

教育委員会の考え方というものが最優先されるべきと私は思っておりますので、教育委員会の方針が決定したら、それに添って市長部局では政策会議というものがありますので、そこにかけて市としての意思決定をして、速やかに給食問題に取り組んでいきたいと考えております。

○米山教育長 7月2日に学校給食共同調理場運営委員会がありますので、最終的な運営委員会の結論が出ます。これが利害関係人である保護者、学校の先生、医師、建築の専門家、それと公募の委員を入れたトータル的な意見が出てきますので、それを受けて7月の教育委員会議でどのような形で進めるかというのを決定して、それを市長の方に報告するというような形になりますので、次回の教育委員会議の中で議案として出したいと思っています。その中で各委員の意見を聞いて、教育委員会として決定をしていきたいというふうに思っています。

○伊澤市長 この問題は、現給食センターの老朽化が進んでおりますので早く方針を出して取り組んでいきたいと思えます。

他に何かありますか。特にないようでしたら、以上を持ちまして第1回白井市総合教育会議を終了いたします。本日はお疲れさまでした。

午後3時30分 閉 会